

## 社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規則

平成 29 年 4 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 会長には、月額報酬等を支給する。  
2 会長を除く役員等は、会議出席 1 回毎に日当を支給する。

### (報酬等の額及び算定方法)

第 3 条 会長等の報酬等の区分、算定方法等は、別表のとおりとする。

### (支給方法)

第 4 条 会長の報酬等の支給時期は、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の給料支給の例により毎月支給する。  
2 報酬等の支給は、金融機関への振り込みにより行う。  
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。  
4 会長を除く役員等の日当等の支給時期は、会議 1 回毎に支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第 5 条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬等を支給する。  
2 会長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。  
3 会長の月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。  
4 前 2 項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。  
5 報酬等の計算に当たって、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (公表)

第 6 条 法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する報酬等の支給の基準として、この規則を公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

		会 長
報酬等区分	報酬月額	30,000円
	通勤手当	無支給 ただし、会長として執務を行う週3回の出勤と理事会等に参加するためにかかる交通費は、往復のバス賃相当額を回数分報酬支給に併せて支給する。また、自宅から通勤距離が2キロ未満の場合は支給しない
	その他手当	無支給
算定方法	報酬月額	月15回の出勤×2,000円(日当相当分)=30,000円
	通勤手当	—
形態	—	非常勤

※週3回(月、水、金)、理事会、評議員会、成年後見支援センター運営会議など平均月15日の出勤と試算した。

※日当相当分2,000円は、旅費日当、他都市の事例などを参考に積算

別表2

		会長以外の役員等
報酬等区分	日 当	会議1回毎に1,000円
	交通費	理事会等の会議に参加するためにかかる交通費は、役員等の費用弁償支給規程に基づき支給する
	その他手当	無支給
算定方法	日 当	室蘭市や他都市の事例などを参考に積算
	—	—
形態	—	非常勤